

○新潟大学研究統括機構共用設備基盤センター運営委員会規程

(平成 29 年 1 月 30 日規程第 14 号)

改正 平成 30 年 3 月 13 日規程第 13 号 平成 30 年 11 月 29 日規程第 98 号
令和 3 年 8 月 24 日規程第 54 号 令和 4 年 9 月 28 日規程第 117 号
令和 5 年 3 月 28 日規程第 62 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、新潟大学研究統括機構共用設備基盤センター規程(平成 29 年規程第 13 号)第 7 条第 2 項の規定に基づき、新潟大学研究統括機構共用設備基盤センター運営委員会(以下「運営委員会」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(審議事項)

第 2 条 運営委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 研究統括機構共用設備基盤センター(以下「センター」という。)の組織及び運営に関すること。
- (2) センターの予算及び決算に関すること。
- (3) センターの活動の状況についてセンターが行う評価に関すること。
- (4) その他センターの運営に関し必要な事項

(組織)

第 3 条 運営委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 研究統括機構共用設備基盤センター長(以下「センター長」という。)
- (2) センターの室長及び各部門長
- (3) センターの副室長及び各副部門長
- (4) センターの専任教員
- (5) 人文社会科学系に所属する教員で、教育学部を担当する者 1 人
- (6) 自然科学系に所属する教員で、理学部、工学部及び農学部を担当する者 各 1 人
- (7) 医歯学系に所属する教員で、医学部医学科、医学部保健学科及び歯学部を担当する者 各 1 人
- (8) 各附置研究所に所属する教員 各 1 人
- (9) 医歯学総合病院に所属する教員 1 人
- (10) 保健管理・環境安全本部環境安全推進センター長
- (11) 保健管理・環境安全本部保健管理センター所長
- (12) その他センター長が必要と認めた者

(委員の任期)

第4条 前条第5号から第9号及び第12号の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前項の委員は、再任されることができる。

(委員長)

第5条 運営委員会に委員長を置き、センター長をもって充てる。

2 委員長は、運営委員会を招集し、その議長となる。

3 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 運営委員会は、委員の過半数の出席により成立する。

2 議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第7条 委員長が必要と認めたときは、運営委員会に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(専門委員会)

第8条 専門の事項を調査審議させるため必要があるときは、運営委員会に専門委員会を置くことができる。

2 専門委員会に関し必要な事項は、運営委員会が別に定める。

(事務)

第9条 運営委員会の事務は、研究企画推進部において処理する。

(雑則)

第10条 この規程に定めるもののほか、運営委員会に関し必要な事項は、運営委員会が別に定める。

附 則

1 この規程は、平成29年2月1日から施行する。

2 この規程の施行後最初に選出される第3条第4号から第8号及び第11号に規定する委員の任期は、第4条第1項の規定にかかわらず、平成31年3月31日までとする。

附 則(平成30年3月13日規程第13号)

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則(平成30年11月29日規程第98号)

この規程は、平成30年12月1日から施行する。

附 則(令和3年8月24日規程第54号)

この規程は、令和3年9月1日から施行する。

附 則(令和4年9月28日規程第117号)

この規程は、令和4年10月1日から施行する。

附 則(令和5年3月28日規程第62号)

この規程は、令和5年4月1日から施行する。